

町田市市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年（2019年）6月6日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年（2019年）3月31日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第10項」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第5条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第10項第2号」に改める。

附則第7条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「よって」を「より」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第7条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第8条の2第5項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第10項中

「附則第 15 条第 3 2 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 3 3 項第 2 号イ」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 15 条第 3 2 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 3 3 項第 2 号ロ」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 15 条第 3 2 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 3 3 項第 3 号イ」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 15 条第 3 2 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 3 3 項第 3 号ロ」に改め、同条第 1 4 項中「附則第 15 条第 3 2 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 3 3 項第 3 号ハ」に改め、同条第 1 5 項中「附則第 15 条第 3 7 項」を「附則第 15 条第 3 8 項」に改め、同条第 1 6 項中「附則第 15 条第 4 3 項」を「附則第 15 条第 4 4 項」に改め、同条第 1 7 項中「附則第 15 条第 4 4 項」を「附則第 15 条第 4 5 項」に改め、同条第 1 8 項中「附則第 15 条第 4 6 項」を「附則第 15 条第 4 7 項」に改める。

附則第 8 条の 3 第 6 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同条第 7 項第 4 号中「附則第 12 条第 21 項各号」を「附則第 12 条第 23 項各号」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 22 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同条第 8 項第 5 号及び第 10 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同条第 11 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第 8 条の 4 法附則第 16 条の 2 第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号並びに当該納税義務者が令附則第 12 条の 4 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあっては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第 16 条の 2 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に平成 28 年度に係る

賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、固定資産税の賦課徴収に関し市長が必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第62条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目、地積及び用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所、氏名及び当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分

の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第14条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項中「附則第30条第3項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「平成28年4月1日から平成29年3月31日」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日」に、「平成29年度分」を「平成30年度分」に改め、「限り」の次に「、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り」を加え、同条第3項中「附則第30条第4項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に、「この条（第5項を除く。）」を「この項及び次項」に、「平成28年4月1日から平成29年3月31日」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日」に、「平成29年度分」を「平成30年度分」に改め、「限り」の次に「、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り」を加え、同条第4項中「附則第30条第5項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「平成28年4月1日から平成29年3月31日」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日」に、「平成29年度分」を「平成30年度分」に改め、「限り」の次に「、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り」を

加え、同条第5項から第7項までを削る。

附則第14条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第17条第13項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附則第22条第3項第2号中「及び地積並びにその用途」を「、地積及び用途」に改め、同項第3号中「及び床面積並びにその用途」を「、床面積及び用途」に改め、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第22条並びに附則第5条の4、第7条及び第7条の2の改正規定並びに次条（第1項を除く。）の規定は同年6月1日から、附則第5条の規定は公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の町田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第22条並びに附則第5条の4及び第7条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第22条第1項及び附則第7条の2の規定の適用については、平成32年

度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第22条第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第7条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は町田市市税条例の一部を改正する条例（平成31年3月町田市条例第15号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の町田市市税条例附則第7条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第7条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成31年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成30年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成31年4月1日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17条第13項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（町田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 町田市市税条例の一部を改正する条例（平成29年10月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第13条の2の次に5条を加える改正規定（附則第13条の7第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、附則第14条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、同条第2項から第7項までを削る改正規定中「第7項」を「第4項」に改める。

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、<u>同項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項</u>に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第19条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第10項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>（<u>同条第7項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第22条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、<u>法第314条の7第1項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号</u>に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第19条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項</u>（<u>同条第9項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 <u>前項の規定の適用</u>がある場合における第22条の2及び第22条の3第1項の規定の適用については、第22条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第22条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第22条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第10項第2号</u>若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつ</p>	<p>2 <u>前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</u></p> <p>(1) <u>前項の規定の適用を受けようとする年度分の第25条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第26条第1項の確定申告書を含む。)</u>に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)</p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u></p> <p>3 <u>第1項の規定の適用</u>がある場合における第22条の2及び第22条の3第1項の規定の適用については、第22条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第22条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第22条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第2項第2号</u>若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>て、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の3第1項、附則第14条の4第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第16条の2第1項、附則第16条の2の2第1項又は附則第16条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第22条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（個人の市民税の<u>寄附金税額控除</u>に係る申告の特例等）</p> <p>第7条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第22条第1項及び第2項の規定により<u>控除すべき金額の控除を受けようとする場合には</u>、第25条第4項の規定による申告書の提出（第26条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、<u>法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長</u>（次項及び第3項において「<u>都道府県知事等</u>」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「<u>申告特例通知書</u>」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「<u>申告特例の求め</u>」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲</p>	<p>当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の3第1項、附則第14条の4第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第16条の2第1項、附則第16条の2の2第1項又は附則第16条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第22条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（個人の市民税の<u>寄附金控除額</u>に係る申告の特例等）</p> <p>第7条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第22条第1項及び第2項の規定により<u>よって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には</u>、第25条第4項の規定による申告書の提出（第26条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、<u>法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長</u>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「<u>申告特例通知書</u>」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「<u>申告特例の求め</u>」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第22条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第22条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
7 <u>法附則第15条第33項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	7 <u>法附則第15条第32項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
8 <u>法附則第15条第33項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	8 <u>法附則第15条第32項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
9 <u>法附則第15条第33項第1号ホ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	9 <u>法附則第15条第32項第1号ホ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
10 <u>法附則第15条第33項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	10 <u>法附則第15条第32項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
11 <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	11 <u>法附則第15条第32項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
12 <u>法附則第15条第33項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	12 <u>法附則第15条第32項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
13 <u>法附則第15条第33項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	13 <u>法附則第15条第32項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
14 <u>法附則第15条第33項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	14 <u>法附則第15条第32項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
15 <u>法附則第15条第38項</u> に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	15 <u>法附則第15条第37項</u> に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
16 <u>法附則第15条第44項</u> に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	16 <u>法附則第15条第43項</u> に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
17 <u>法附則第15条第45項</u> に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	17 <u>法附則第15条第44項</u> に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
18 <u>法附則第15条第47項</u> に規定する市の条例で定める割合は、0とする。	18 <u>法附則第15条第46項</u> に規定する市の条例で定める割合は、0とする。
19 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条の3 略 2～5 略	19 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条の3 略 2～5 略

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事（以下この項において「居住安全改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第23項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事（以下この項及び第10項において「熱損失防止改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項</p>	<p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事（以下この項において「居住安全改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第21項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事（以下この項及び第10項において「熱損失防止改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>9 略</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>9 略</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1)～(6) 略</p> <p>12 略</p> <p><u>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p> <p><u>第8条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p><u>(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p><u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、固定資産税の賦課徴収に関し市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成</u></p>	<p>(1)～(6) 略</p> <p>12 略</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>3 2年度分の固定資産税については、第62条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>（1） 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p><u>（2） 特定被災共用土地の所在、地番、地目、地積及び用途</u></p> <p><u>（3） 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び用途</u></p> <p><u>（4） 各特定被災共用土地納税義務者の住所、氏名及び当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p><u>（5） 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p><u>4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p> <p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第14条 <u>平成18年3月31日までに初めて</u></p>	<p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第14条 <u>法附則第30条第1項に規定する3</u></p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第69条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p><u>輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第69条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>2 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号</u>に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成29年4月1日から平成30年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成30年度分</u>の軽自動車税に限り、当該軽自動車が<u>平成30年4月1日から平成31年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成31年度分</u>の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号</u>に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成28年4月1日から平成29年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>平成29年度分</u>の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>3 <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号</u>に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成29年4月1日から平成30年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成30年度分</u>の軽自動車税に限り、当該軽自動車が<u>平成30年4月1日から平成31年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成31年度分</u>の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同</p>	<p>3 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号</u>に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成28年4月1日から平成29年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>平成29年度分</u>の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>4 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号</u>に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成29年4月1日から平成30年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、<u>当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>4 <u>法附則第30条第5項第1号及び第2号</u>に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成28年4月1日から平成29年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>平成29年度分</u>の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
	<p>5 <u>法附則第30条第6項第1号及び第2号</u>に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については、<u>当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、<u>当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>6 <u>法附則第30条第7項第1号及び第2号</u>に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については、<u>当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、<u>当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第17条 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>2～6 略</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p><u>に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車</u><u>が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車</u><u>が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第17条 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>2～6 略</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>7 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>7 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>8～10 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p>	<p>8～10 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p>
<p>11・12 略</p> <p>(読替規定)</p>	<p>11・12 略</p> <p>(読替規定)</p>
<p>13 法附則第15条第1項、第13項、<u>第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置)</p>	<p>13 法附則第15条第1項、第13項、<u>第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置)</p>
<p>14 略</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>	<p>14 略</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>
<p>第22条 略</p>	<p>第22条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p>	<p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目、<u>地積及び用途</u></p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造、<u>床面積及び用途</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた<u>特定仮換地等</u>（以下この項において「<u>特定仮換地等</u>」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「<u>特定仮換地等納税義務者</u>」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<u>特定仮換地等の</u>」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<u>特定仮換地等</u>に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>	<p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び<u>地積並びにその用途</u></p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び<u>床面積並びにその用途</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた<u>仮換地等</u>（以下この項において「<u>仮換地等</u>」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「<u>仮換地等納税義務者</u>」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<u>仮換地等の</u>」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<u>仮換地等</u>に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>

町田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第13条の7 略</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第67条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第14条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。))を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条中第2項から第4項までを削る。</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第13条の7 略</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第67条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第14条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「<u>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u>」を「<u>最初の法第444条第3項に規定する</u>」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条中第2項から第7項までを削る。</p>